

上越市附属機関設置条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中川 幹 太

上越市規則第7号

上越市附属機関設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市附属機関設置条例（令和6年上越市条例第2号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 附属機関に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 附属機関の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 附属機関は、審査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により会議に出席した関係者は、出席した会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。